

医療法人清慈会 鈴木病院 行動計画

職員の仕事と子育ての両立させることができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員・・・取得率50%以上

女性職員・・・女性職員全体で取得率80%以上

取組内容

令和7年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討・導入
代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など

令和8年4月～ 男性職員、かつ、子育て世代の職員が極端に少ない職場ではあるが今後を見据えて育児休業を積極的に利用できる体制の検討・導入

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

取組内容

令和7年4月～ 各職場において、次の事項を検討し、改善策をまとめ次第実行
・業務のムリ・ムダ・ムラの洗い出し
・業務の優先順位付け ・分担の見直し

令和7年10月～ 業務効率改善策の好事例の発表、他部署との情報共有

目標3：小学校就学前の子を持つ職員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校第3学年の修了までの間にある子を持つ職員にまで拡大する。

取組内容

令和7年10月～ 制度導入

院内掲示等、職員への短時間勤務制度の周知